

## 第2部 環境の状況及び保全・創出に関して実施した施策

本県では平成23年1月に「岐阜県鳥獣被害対策本部」を、また各圏域ごとに地域対策本部を設置し、野生鳥獣による農林水産物被害や生活被害の軽減に向けた対策を進めてきた。

具体的な取組としては、平成27年度は、各農林事務所に新たに「鳥獣被害対策専門指導員」を配置し、被害集落への支援体制を強化するとともに、重点支援地区設置による対策のモデルづくり（県下5地区）、市町村が行う防護柵設置（計144km）等の取組支援などを実施した。また、農作物の被害対策を現地で指導できる人材の育成を行い、平成19～27年度までに640人の相談員を養成した。

### (8) 鳥獣被害対策（個体数管理）<自然環境保全課>

農林業被害及び自然植生被害の軽減を目的としたニホンジカの個体数調整を実施し、平成27年度は山県市他12市町において2,916頭を捕獲した。

### 第3節 自然とのふれあいの機会の充実

#### 1 自然公園等の保全と利用

##### (1) 自然公園<自然環境保全課>

###### ア 指定状況

県内には「中部山岳国立公園」「白山国立公園」の2箇所の国立公園をはじめとして、国定公園2箇所、県立自然公園15箇所、計195,093haの自然公園が指定されている。

また、社会情勢の変化、それに伴う自然環境、景観

表2－1－9 自然公園の状況

(平成28年3月末現在)

区分	公園計画		特別地域			普通地域	
			特別保護地区		左の地区以外		
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
国立公園	38,236	(19.6) 100	14,647	38.3	19,182	50.2	4,407 11.5
国定公園	34,632	(17.8) 100	38	0.1	31,934	92.2	2,660 7.7
県立自然公園	122,225	(62.6) 100	0	0.0	13,134	10.7	109,091 89.3
計	195,093	100	14,685	7.5	64,250	32.9	116,158 59.6

備考) 1 県自然環境保全課調べ  
2 ( )内は計に対する構成比を示す。

表2－1－10 自然公園内における行為許可・届出の状況

区分		工作物の新改増築 (件)	鉱物の採掘土石 の採取(件)	木竹の伐採 (件)	土地の形状の変更 (件)	その他 (件)	計 (件)
平成 27 年度	国立公園	66	5	0	1	21	93
	国定公園	161	27	64	5	11	268
	県立自然公園	76	17	4	10	2	109
	計	303	49	68	16	34	470
平成26年度		292	53	92	20	46	503
平成25年度		235	46	77	17	34	409

備考) 県自然環境保全課調べ

の変化をふまえ、順次、自然公園の再検討（見直し作業）を行い、公園計画の所要の改訂を行っている。

###### イ 各種行為の規制

自然公園の風致景観を保護するため、「自然公園法」及び「岐阜県立自然公園条例」に基づき、自然公園の区域内に、特別地域、特別保護地区を指定している。

これらの地域における一定の行為は、環境大臣又は知事の許可を受けなければならないものとされており、また、これらの地域以外の地域（普通地域）についても、一定の行為は、知事に事前に届出を行うこととされている。

###### ウ 保護の体制

本県では、自然保護員13名を配置し、県立自然公園内の風致景観を保護している。また、国においても、自然公園指導員の制度を設けており、本県では、53名が委嘱されているほか、中部山岳国立公園の平湯地区に自然保護官事務所を設置し、現地の保護体制の充実に努めている。

###### エ 施設整備

自然公園の適正な利用を図るため年々利用施設の整備を進めており、平成27年度においては白山国立公園の神鳩避難小屋トイレの補修、東海自然歩道の標識立替ほか整備を実施した。

## 第2部 環境の状況及び保全・創出に関する実施した施策

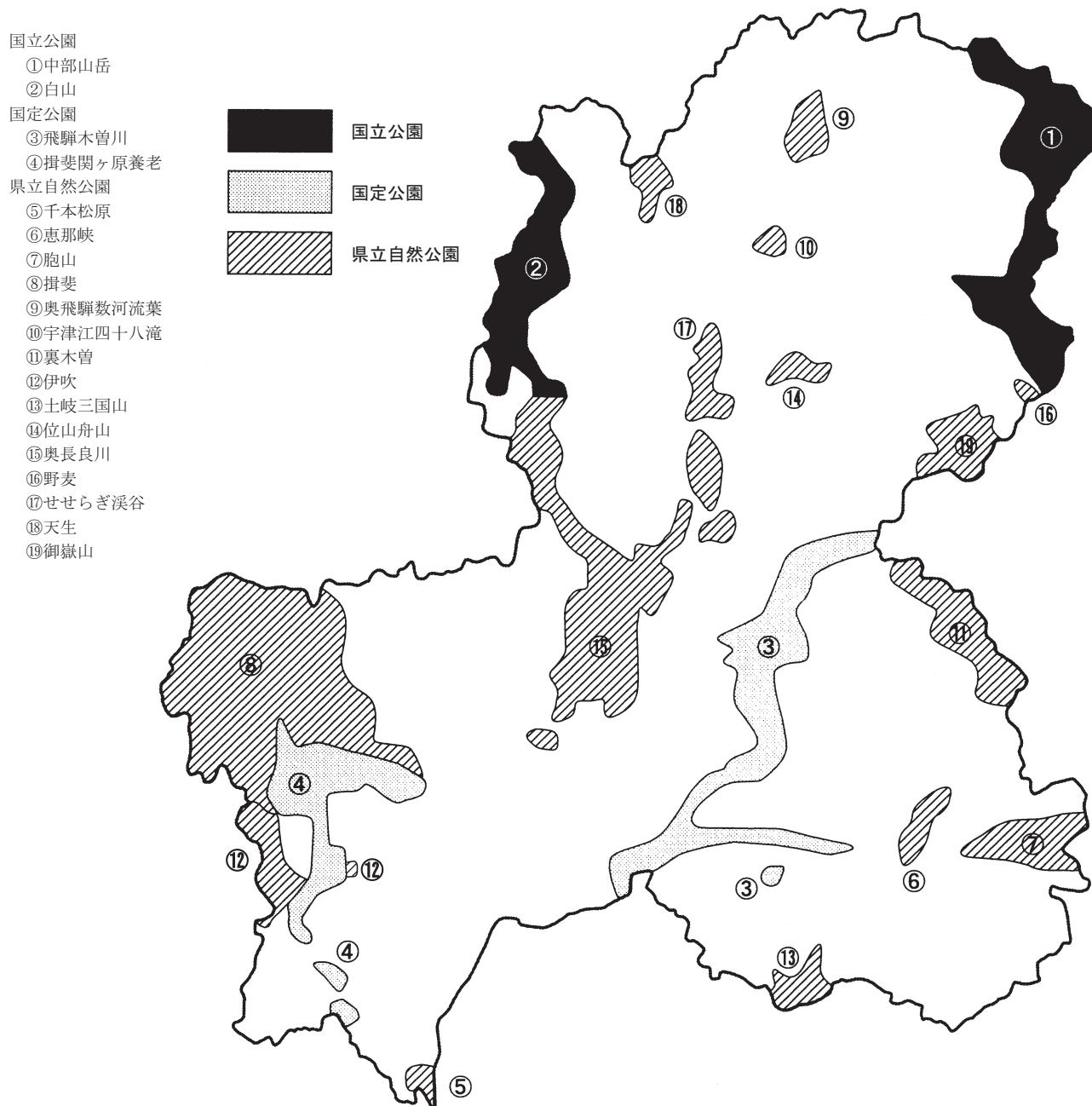
表2-1-11 自然公園の利用施設の整備状況

(平成27年度)

公園名	市町村名	事業地	事業内容	事業区分	施行主体
中部山岳国立公園	高山市	高山市丹生川町外	火山警戒レベル標識設置	県単	岐阜県
白山国立公園	郡上市	郡上市白鳥町石徹白	神鳩避難小屋トイレ改修	県単	岐阜県
揖斐関ヶ原養老国定公園	関ヶ原町	不破郡関ヶ原町関ヶ原	エコフィールド関ヶ原転落防止柵整備	公共	岐阜県
御嶽山県立自然公園	高山市	高山市高根町日和田	高地トレーニングエリア整備	県単	岐阜県

備考) 県自然環境保全課調べ

図2-1-4 自然公園の位置図



備考) 県自然環境保全課調べ

## (2) 長距離自然歩道＜自然環境保全課＞

長距離自然歩道は、国民が自らの足で広く自然や史跡を探訪することにより健全な心身を育成し、自然保護に対する理解を深めることを目的として、昭和45年から整備が進められ、現在整備中のものを含め全国に9の自然歩道がある。

### ア 東海自然歩道

東海自然歩道は、東京の「明治の森高尾国定公園」を起点として、大阪の「明治の森箕面国定公園」に至る1,697.2kmの我が国最初の長距離自然歩道であり、県内では恵那市から海津市までの8市6町を通過し、全長290.4kmとなっている。

この施設の快適な利用の促進を図るために、平成27年度には、標識の更新、草刈り等を行い維持管理に努めた。

### イ 中部北陸自然歩道

中部北陸自然歩道は、新潟県山北町から滋賀県大津市までの中部北陸8県（群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀）にまたがる旧街道（北国街道、三国街道、中山道）をメインルートとし、総延長4,028.8kmの全国7番目の長距離自然歩道である。

県内のコースは、1日単位で歩くことができる26の「1日コース」（2.0km～19.0km）と、これら1日コースを結ぶ「連絡コース」（整備対象外コース）からなっており、11市町村を経過し、総延長は373.4km（うち1日コースは198.3km）となっている。平成7年度から標識、公衆便所等の整備を行い平成12年度に整備が完了した。

この施設の快適な利用の促進を図るために、平成27年度には、標識の更新、草刈り等を行い維持管理に努めた。

## (3) 温泉＜環境管理課＞

温泉は、保養・休養の他に、慢性疾患等の治療の手段、観光資源等幅広く活用されているが、温泉源保護のため、温泉の掘削、増掘又は動力装置を行う場合若しくは温泉を浴用等公共の用に供する場合は、温泉法に基づく知事の許可が必要となる。

また、平成19年6月には、温泉に起因する可燃性ガス（メタンガス）による災害を防止する目的で改正温泉法が施行され、温泉水中に一定以上のメタンガスを含有する場合には、法の基準による安全対策を施した上で知事の温泉採取許可を、一定濃度未満の場合は知事の確認を受けることが必要になった。

平成27年度におけるこれらの許可等件数は、掘削許可2件、動力装置許可2件、温泉利用許可11件、温泉利用許可地位承継承認6件、温泉採取許可地位承継承認1件、可燃性天然ガス確認3件であった。

温泉の公共的利用の促進のため、平湯温泉、奥飛騨温泉郷、白川郷平瀬温泉及び小坂温泉郷の4温泉地は、「国民保養温泉地」として環境大臣の指定を受け、温泉の保健的、療養的利用のために必要な諸施設（園地、スポーツ施設、温泉センター、遊歩道等）が整備されている。

また、小坂温泉郷及び白川郷平瀬温泉では、温泉を有する保養機能と周辺の自然資源を活用した温泉地を目指すため、「ふれあい・やすらぎ温泉地」として環境省の選定を受け、平成7年度には小坂温泉郷で「自然ふれあい温泉センター（ひめしやがの湯）」、平成17年度には白川郷平瀬温泉で「大白川温泉しらみずの湯」を整備し、多くの利用がある。

## 2 自然とのふれあいの機会の充実

### (1) エコツーリズムの推進＜自然環境保全課＞

エコツーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みである。県内では郡上や飛騨地域を中心に、NPO、会社法人など様々な団体がエコツーリズムに取り組んでいる。県では自然環境を保全するとともに、地域振興や観光振興に資するため、エコツーリズム団体等への助成や地域コーディネーターの育成、エコツーリズム連携会議の開催など、エコツーリズムの促進に努めた。

### (2) グリーン・ツーリズムの推進＜農村振興課＞

グリーン・ツーリズムは、農山漁村において豊かな自然、文化・伝統や農林水産業（農林水産物）とのふれあい・交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。本県では、グリーン・ツーリズムの振興を通じて、農村地域の就業機会の創出、農産物の販路拡大、交流・定住人口の増加を図るために、市町村及び関係団体で構成する「岐阜県グリーン・ツーリズム推進連絡会議」を設置し、地域の自主的な活動を支援する体制を整えている。

また、グリーン・ツーリズムインストラクターなどの指導者による農林漁業体験の提供や、地域食材を使った料理や特産品の提供など、一定の要件を満たすとして県が登録する「岐阜県農林漁業体験施設」が83施設あり、県内の豊かな自然、歴史・文化と併せて本県グリーン・ツーリズムの中心的な受け皿となっている。

### (3) ウェルネス・ツーリズムの推進＜観光企画課＞

県内には、「白川郷」や「本美濃紙」、「曾代用水」、「清流長良川の鮎」といった、世界に誇る遺産に加え、「飛騨高山」、「下呂温泉」など全国的にも知られている観光資源があるほか、これまで、掘り起し、磨き上げてきた「小坂の滝めぐり」、「乗鞍山麓 五色ヶ原の森」、「東濃地方の地歌舞伎と芝居小屋」、「天生県立自然公園と三湿原回廊」、「中山道ぎふ17宿」といった、「岐阜の宝もの」など「清流の国ぎふ」の魅力あふれる資源が目白押しである。

こうした観光資源を訪れ、岐阜の魅力を体感していただくため、国内外へ広くPRするとともに、各資源を広くつなげ、県内各地の周遊性を高め、宿泊につなげるための取組みを進めている。

具体的には、「小坂の滝めぐり」、「乗鞍山麓 五色ヶ原の森」、「天生県立自然公園と三湿原回廊」を『飛騨の森』と銘打ち、これらの魅力を満喫しながら周辺の観光地を周遊できる旅行商品の造成・販売に取り組んだ。

## 第4節 環境に配慮した社会基盤の整備

### (1) 環境影響評価制度の運用＜環境管理課＞

#### ア 環境影響評価条例

無秩序な開発などにより自然環境の破壊や公害が発生するとその対策に多くの年月と多額の費用を要するばかりでなく、原状まで回復することが困難となる場合もある。

そこで、大規模な開発事業を行う場合には、自然環境の破壊や公害の発生を未然に防止し、開発と環境との調和を図ることが極めて重要となるため、その手段として環境影響評価（環境アセスメント）制度が設けられている。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価